

2021 年度 障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について

2019 年度 4 月 1 日より「星美学園短期大学障がい学生支援基本方針」が施行されている。
2021 年度は、以下の取り組みを実施した。

1. 在学生の支援の実施

合理的配慮願が提出された学生に対しては面談を実施し、学生生活における合理的配慮の具体的内容について話し合い、合意形成を図った。合理的配慮願の内容に基づき、①座席位置の配慮、②教示方法の配慮による情報保障、③動画再生時の配慮、④配布資料への配慮、⑤移動教室等への移動時の配慮、⑥授業時の IC レコーダーの使用許可、⑦定期試験時の試験時間の延長、⑧定期試験の回答用紙の変更、⑨定期試験の提出方法の変更を行った。

そして、合理的配慮の内容が当該学生の実態に見合ったものであったか、学生面談および教職員への意見聴取をふまえて改善を図った。